



# 町田市議会改革（活性化） の取組みについて

# 目次1

## (情報公開)

- 常任・特別委員会のインターネット中継開始
- 本会議場において電子表決を行うことを決定
- 全議案等の内容を審査前にホームページ上に掲載
- ホームページ上に「議案のカルテ」を掲載

## (住民参加)

- 請願者の意見陳述を開始

# 目次2

(機能強化)

- 議会基本条例なし


(その他)

- 町田市市政にかかる重要な計画等及び基本条例等を議会に報告する時期を決定
- 議員及び職員の委員会室へのパソコン持ち込みを決定

(今後の課題)

- タブレット端末の導入、通年議会

- **インターネットによる本会議中継の開始  
(平成15年12月定例会から)**
- **新庁舎より、常任・特別委員会のインターネット中継を行うことを決定  
(平成24年9月12日決算委員会から)**



本会議及び常任・特別委員会とも、ライブ中継とオンデマンドを行っている。オンデマンドにおいては、会議終了後24時間以内にインターネットに流せるようにしている。

委員会の休憩時も、個人情報等の話がなければ、画面を全景画面に切り替え流し、音声も流している。

# 委員会中継：休憩時の配信映像



- 
- 
- **本会議場において電子表決を行うことを決定**

**(平成22年7月16日、議会運営委員会)**

平成22年9月1日の議会運営委員会で、議員席机上の電子  
表決ボタンは、賛成と反対の2個とし、棄権は設置しないと決  
定した。これにより、平成23年9月1日の議会運営委員会で、  
本会議及び委員会で、「表決の際、棄権の意思表示をする場  
合は、自発的に退場(退室)する。」という町田市議会申し合わ  
せを決定する。



# 本会議中継：表決時の映像




- **全議案を審査前にホームページ上に掲載する。**

**(平成20年3月定例会から)**

ホームページ上に公開する本会議・委員会で審査されるすべての案件を、事前に公開する。

議員提出議案、市長提出議案、請願の内容等を、会議開催日の少なくとも2日前には、ホームページ上に公開し、その会議で何を議論し審査するか情報提供することで、本会議・委員会の傍聴あるいは、インターネット中継を見てもらうことを、目的としている。

- ホームページ上に「議案のカルテ」を  
掲載 （平成23年10月議長決定）



いち早く市民に議会の審議・審査内容を報告するために、ホームページ上に「議会のカルテ」を掲載する。委員会提出議案、議員提出議案、市長提出議案、請願、陳情の番号等から、委員会審査の質疑・応答や討論内容をはじめ、委員会審査結果、議決結果、議案の内容にいたるまで分かるように掲載している。

市議会トップ

最新情報

議長・副議長あいさつ

会議の予定

議会の紹介

議員の紹介

請願の出し方

会議の結果

市議会だより

議会関係例規集

議長交際費

議会活動状況

中学生議会

キッズページ

視察のご案内

## 議案の概要と議決結果

件名検索

平成26年度(2014年度)町田

会議名の指定

検索

▶ 詳細検索

1 登録件数 1 件

議案番号	議案名	委員会審査結果	本会議議決結果
平成26年 9月定例会(第3回)			▶ 議決結果・賛否の状況等
第74号議案	平成26年度(2014年度)町田市一般会計補正予算(第2号) ▶ 議案の審査状況(議案のカルテ)	総務常任委員会 健康福祉常任委員会 文教社会常任委員会 建設常任委員会 可決すべきもの (全員一致)	平成26年10月6日 原案可決 (全員一致)

1 登録件数 1 件

映像配信

議場ライブ中継

本会議録画中継

委員会録画中継

会議録検索

本会議の閲覧

🏠 ページの先頭へ戻る

🏠 前の画面に戻る

[会議の予定](#)[議会の紹介](#)[議員の紹介](#)[請願の出し方](#)[会議の結果](#)[市議会だより](#)[議会関係例規集](#)[議長交際費](#)[議会活動状況](#)[中学生議会](#)[キッズページ](#)[視察のご案内](#)

## 第74号議案 平成26年度(2014年度)町田市一般会計補正予算(第2号)

議案番号	第74号議案	提出日	平成26年8月29日
付託委員会	総務常任委員会 健康福祉常任委員会 文教社会常任委員会 建設常任委員会	委員会付託日	平成26年9月10日
委員会審査結果	可決すべきもの (全員一致)	委員会審査日	
議決結果	原案可決 (全員一致)	議決年月日	平成26年10月6日
議案の概要	 <a href="#">議案本文の表示 (PDF 240KB)</a>		
議案の概要	<p>総務常任委員会</p> <p>■財務部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 委員 地方交付税の減額補正について、当初の見込みに当たって4億円程度の差が出た理由はなにか。</li> <li>● 担当者 当初予算では2013年度並みの普通交付税を見込んでいた。基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたものが交付税となるが、基準財政需要額では高齢者の保健福祉費などの増額で約8億円、基準財政収入額では地方消費税交付金の増額等の影響があり、約12億円の増額になっている。需要額の伸びよりも収入額の伸びが多く、その結果、交付額は約4億円の減が見込まれるということで今回の補正に至った。</li> <li>● 委員 公共施設整備等基金積立金では新たな循環型施設整備の財源として確保するということが、財政計画の中でどのように見込んでいるか。</li> <li>● 担当者 公共施設整備等基金積立金は、新たなごみの資源化施設の整備に向け、2013年度から2016年度の4カ年にわたり各年度5億円ずつ積み立てる予定である。今後も財政状況を見ながら積み立てをしっかりと行っ</li> </ul>		

[映像配信](#)[議場ライブ中継](#)[本会議録画中継](#)[委員会録画中継](#)[会議録検索](#)[本会議の閲覧](#)[委員会の閲覧](#)[詳細検索](#)[一般質問](#)[議決結果](#)

# 町田市議会ホームページ ログ集計

## ページビュー数(クリック回数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2012年度	17,570	31,275	53,705	16,811	31,553	89,518	30,395	27,442	57,479	20,094	34,359	54,527	464,728
2013年度	23,742	22,795	60,001	26,950	25,426	66,772	30,068	27,790	40,824	22,735	33,830	50,385	431,318
2014年度	15,882	17,532	35,271	15,360	17,660	34,352							136,057


## ユーザ数(訪問者数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2012年度	1,763	2,402	3,202	1,900	2,537	3,796	2,609	2,866	3,850	2,316	3,059	3,528	33,828
2013年度	2,744	2,708	4,344	2,800	2,777	3,912	2,930	3,242	3,783	3,375	8,186	4,174	44,975
2014年度	2,355	2,795	4,098	2,573	3,263	4,012							19,096



会議の傍聴者			
(1) 平成24年本会議傍聴者数			
会議別	人数		
第1回 臨時会	0		
第1回 定例会	171		
第2回 定例会	100		
第2回 臨時会	6		
第3回 定例会	421		
第4回 定例会	315		
計	1013		
(2) 平成24年委員会傍聴者			
委員会	人数	委員会	人数
総務常任委員会	14	決算特別委員会	17
健康福祉常任委員会	39	町田市庁舎及び庁舎移転に関する調査特別委員会	9
文教社会常任委員会	119	町田市議会改革調査特別委員会	24
建設常任委員会	230	災害対策委員会	2
議会運営委員会	23		
計			477


会議の傍聴者			
(1) 平成25年本会議傍聴者数			
会議別	人数		
第1回 定例会	226		
第2回 定例会	165		
第1回 臨時会	6		
第3回 定例会	179		
第4回 定例会	340		
計	916		
(2) 平成25年委員会傍聴者			
委員会	人数	委員会	人数
総務常任委員会	10	議会運営委員会	30
健康福祉常任委員会	37	決算特別委員会	12
文教社会常任委員会	30	町田市議会改革調査特別委員会	17
建設常任委員会	118		
計		254	



■ **請願者の意見陳述を開始**  
**(議会改革特別委員会**

**平成21年6月16日)**

**(平成21年6月23日本会議可決)**



平成21年9月定例会より、請願者の希望により請願者の意見陳述を、委員会開催中に行えるようにする。

請願者の5分の意見陳述、その後質疑(平均30～40分)を行う意見陳述の開始により、請願の継続審査が少なくなった。  
参考人制度を使用して行う。

## 町田市議会における請願者の意見陳述について

### 1. 目的

この申し合わせは、町田市議会における請願者の意見陳述を実施するため、必要な事項を定めることにより、直接に民意が反映する委員会審査を行うことを目的とするものである。

### 2. 請願者の意見陳述

請願者の意見陳述とは、請願者が所管委員会委員に対し、提出された請願書における「請願の趣旨」の説明として、請願を提出するに至った思い、意見を述べることをいう。なお、意見陳述終了後、各所管委員会委員は、請願者本人に質疑を行う。

### 3. 請願者の意見陳述の申請方法

- (1) 意見陳述の有無 請願者本人の希望制とする。
- (2) 意見陳述の確認方法 請願者が議会事務局に持参する場合は、請願の提出時に事務局職員が意見陳述の確認及び説明を行う。  
請願の提出が郵送による場合は、請願者に電話連絡ができる時のみ事務局職員が意見陳述の確認及び説明を行う

#### 4. 請願者の意見陳述の方法

- |                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 意見陳述の開催時期        | 委員会開会中に行う。  |
| (2) 出席できる人数          | 2名までとし、請願者のみとする。                                    |
| (3) 意見陳述の時間          | 5分以内とする。<br>(チャイムを意見陳述終了1分前と終了時に鳴らす。)               |
| (4) 請願者に対する質疑        | 委員は請願者に質疑ができる。<br>(請願者は委員に質疑できない。)                  |
| (5) 所管する部長等の出席       | 原則出席し、請願者の意見陳述を聞く。                                  |
| (6) 意見陳述時の傍聴         | 傍聴を認める。   |
| (7) 意見陳述の回数          | 請願者の意見陳述終了後、再度同じ請願者の意見陳述は行わない。                      |
| (8) 資料等の配付について       | 資料の配付は、原則認めない。パネル等を利用して意見陳述を行うことはこれを認める。            |
| (9) 同趣旨の請願が複数付託された場合 | 請願者同士の発言、誰が質疑応答するか等の議事整理をスムーズに行うため、1件ごとに個別に意見陳述を行う。 |

#### 5. 請願者の意見陳述がある場合の審査順序

- (1) 意見陳述を行う請願の所管部を先に行う。
- (2) 所管部内での審査順序は、意見陳述を行う請願を審査の冒頭(条例の前)とする。
- (3) 委員長は状況に応じて、審査順序を決定する。

#### 6. 請願者への費用弁償 日当1,000円のみ支給する。(証人等の実費弁償に関する条例)

- 町田市市政にかかる重要な計画等  
及び基本条例等を議会に報告する  
時期を決定（平成21年6月2日可決）

**[議会改革調査特別委員会**

**平成21年5月27日]**

町田市政に係る重要な計画及び基本条例において、議会に報告する時期を定めたもの。重要な計画に対しては、4回(①方針が決定した時、②パブリックコメントをする前、③最終案作成終了前、④決定した時)の報告、条例等に対しては、3回(①方針が決定した時、②パブリックコメントをする前、③本会議)の報告となっている。

通常、常任委員会が受け皿となることが多く、行政報告として、議題とされる。



町田市市政にかかる重要な計画等及び基本条例等を議会に報告することについて

市長その他の執行機関が、パブリックコメント手続きを伴う市の重要な基本計画、指針等（以下「計画等」という。）の策定又は改定を行うとき、及び市の基本的な方針若しくは市民協働の原則に関する事項を規定する条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例（金銭の徴収に関するものを除く。以下これらを「基本条例等」という。）の制定又は改廃を行うときは、その策定等の過程においてその概要を議会に報告することとします。

議会に報告する方法については、次のとおりとします。

- (1) 報告は、議長に対して行います。
- (2) 議長は報告を受けたときは、市長等に対し、議長の決定した①代表者会議、②常任委員会、③全員協議会等のうちいずれかへの報告、若しくは全議員への④報告文書の配付を求めます。

(3) 報告の時期は、次のとおりとします。

① 「計画等策定の基本方針」及び「基本条例等制定の基本方針」は、決定されたときに報告します。

② 「計画案」及び「条例素案」は、パブリックコメント手続きを行う前に報告します。

③ 「計画等の最終案」は、決定する前に報告します。

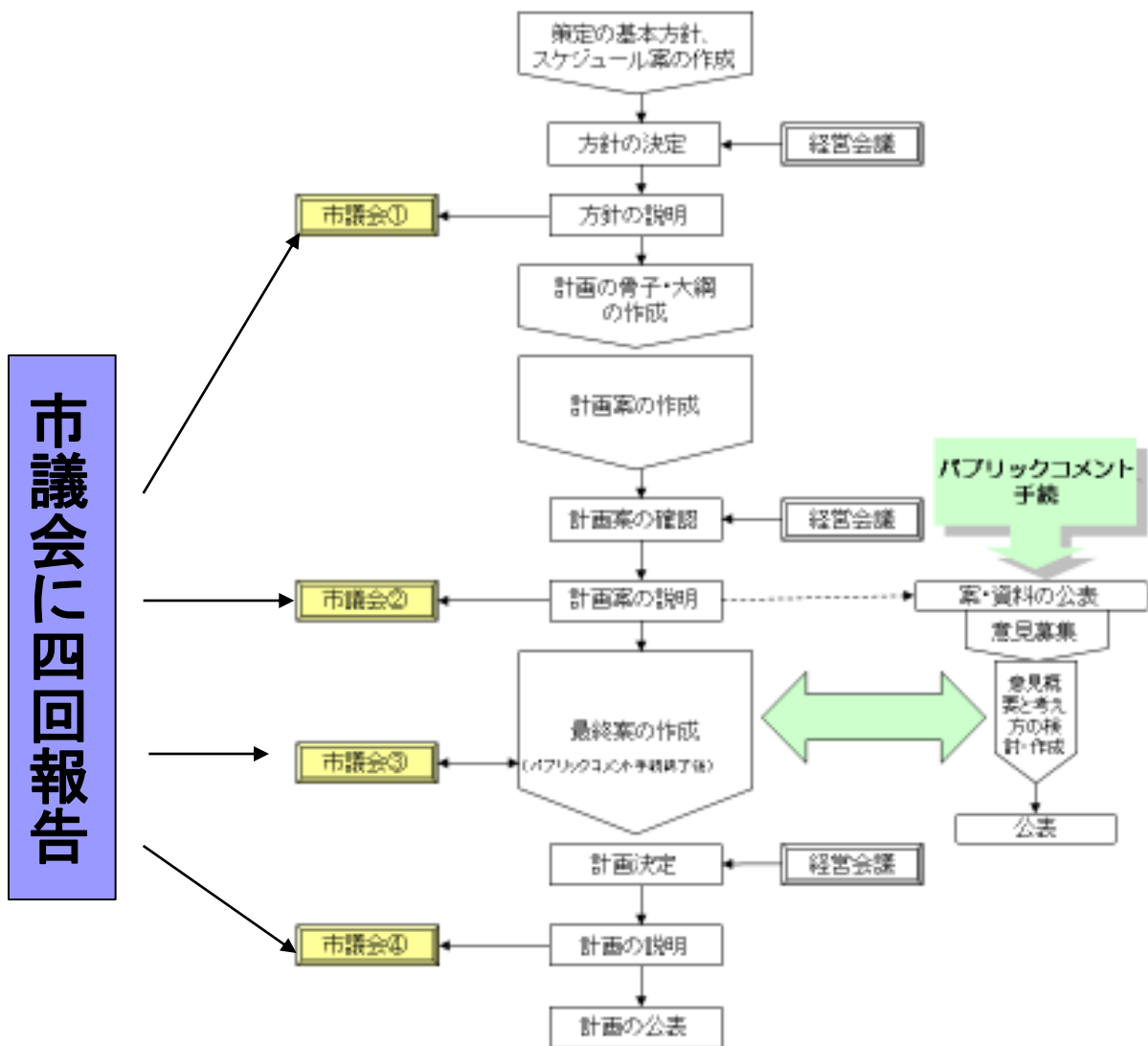
④ 決定された「計画等の最終案」は、「公表前」に報告します。

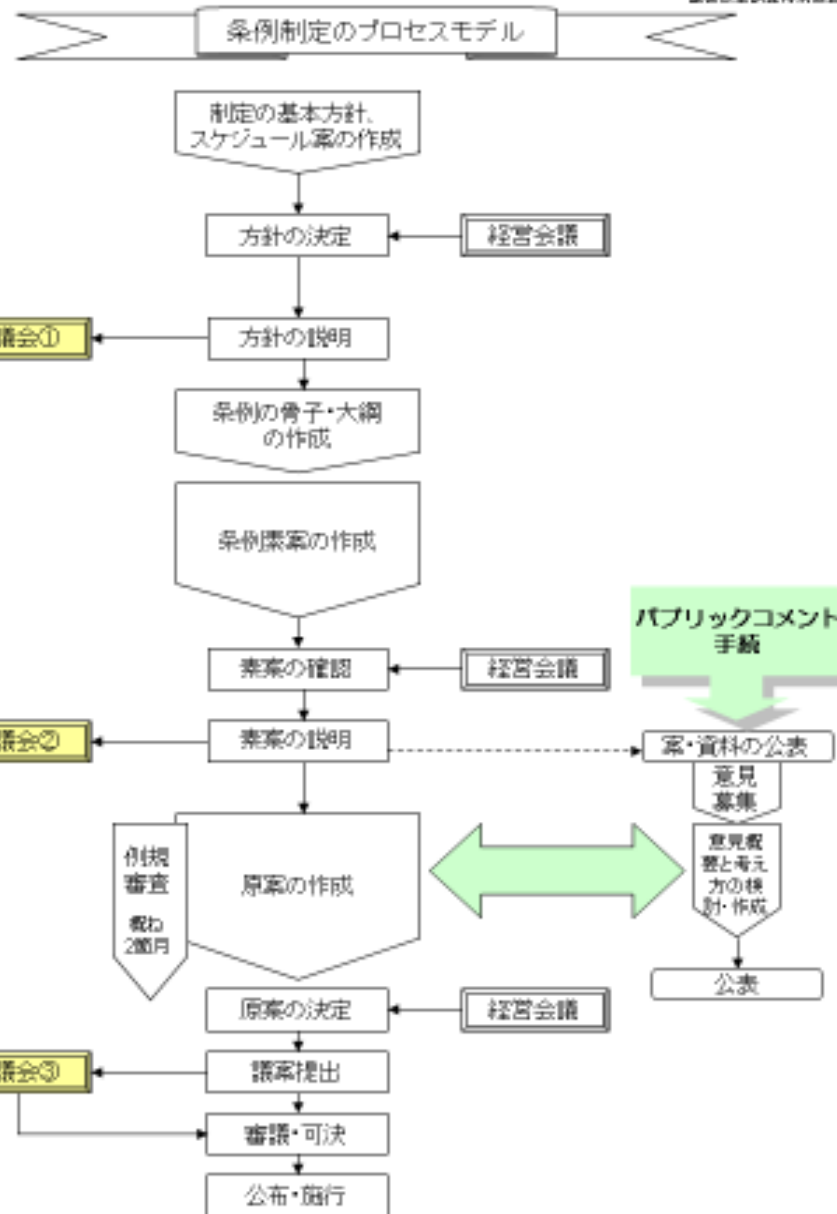
また、議会は、「基本条例等」の議案が提出されたとき審議します。

⑤ この他、市長等が、報告の必要性があると認めたときは、適宜報告することとします。

(4) 議会は、必要があると認めるときは、報告を受けた内容に対し、意見を申し出ることができることとします。

### 計画策定のプロセスモデル





市議会に三回報告

- **本会議場・委員会室にパソコンの持ち込みを試行で行なう。**

**(平成23年11月24日可決、議会運営委員会)**

- **議員及び職員の委員会室へのパソコン持ち込みを決定する。**

**(平成26年8月29日可決、議会運営委員会)**

- 新庁舎の移転(7月19日)と同時に、本会議場・委員会室にパソコンの持ち込みを試行する。  
(本会議場は8月31日委員会は9月13日が持ち込み開始日)
- また、電卓、電子辞書は、平成23年12月定例会より、本会議場・委員会室に持ち込むことを可能とする。
- 「議員及び職員の委員会室へのパソコンの持ち込みについては、今期定例会(平成26年9月定例会)より導入することとし、原則、外部との接続は行わないこととする。」を決定する。本会議場のパソコンの持ち込みは引き続き試行する。


# 親子傍聽席



## 今後の課題

- クラウド等を活用したタブレット端末の導入
- 通年議会





ありがとうございました。